

利 用 者 の た め に

I 園芸用施設の設置状況について

- 1 本表は、各地方農政局等を通じて、各都道府県の保有する令和4年11月1日～令和5年10月31日の間の園芸用施設の設置状況に関する情報を基に、全国の園芸用施設の設置状況を作成したものである。
- 2 実態把握の対象施設は園芸用施設(野菜用、花き用及び果樹用)とし、設置実面積については、「野菜用」、「花き用」及び「果樹用」に区分して記載した。実態把握の期間内に2つ以上の異なる作目が栽培された施設については、栽培期間が最長である作目に含めた。
- 3 被覆施設のそれぞれの範囲については次による。
 - ① 「ガラス室」とは、ガラスで被覆された施設で、その中で栽培される作物の肥培管理を人が通常の作業姿勢でその中に入ったまま行いうる棟高を有するものをいう。
設置実面積とは、ガラスで被覆された実面積をいう。
 - ② 「ハウス」とは、塩化ビニルフィルム、ポリオレフィンフィルム、硬質プラスチックフィルム、硬質プラスチック板等のガラス以外のもので被覆された施設で、その中で栽培される作物の肥培管理を人が通常の作業姿勢でその中に入ったまま行いうる棟高を有するものをいう。
設置実面積は前記の被覆資材で被覆された実面積をいう。
 - ③ 一つの施設において、異なる2種類以上の被覆資材により被覆されている場合は、屋根又は屋根に相当する部分が被覆されている被覆資材により区分した。(例えば、屋根又は屋根に相当する部分が塩化ビニルフィルムで側面がポリオレフィンフィルムの場合は塩化ビニルフィルムにより被覆されているハウス、屋根又は屋根に相当する部分がガラスで側面が塩化ビニルフィルムにより被覆されている場合はガラス室とした。

【第1 ガラス室・ハウス設置状況の関係】

- 4 ③は、1棟に2種類以上の加温設備がある場合はどちらにも同じ面積を記載する。
- 5 ③には、「水封マルチ方式」、「水封懸垂方式」及び「醸熱材により加温するもの」は含まない。なお、「ふく射熱しゃ断方式(いわゆるペレットハウス)」等被覆資材以外のものを利用して夜間の保温を図るものは含む。

- 6 ③の「木質系バイオマス」とは、廃材、木質ペレット、木材チップ、オガクズ、オガライト、木炭等の木質系燃料とするものをいう。
- 7 ③の「ヒートポンプ」とは、地下水を熱源とするもののほか、地下水以外の空気等を熱源とするものも含み、冷媒を介して熱源から熱を獲得して夜間の加温を図るものとして、動力源に電力以外（ガス、灯油等）を使用するものも含めたものをいう。
- 8 ③の「太陽熱利用」とは、「地中蓄熱」（日射によってハウス内で暖められた空気を循環させ地中に導き、土壌等に蓄熱し、夜間その放熱によって加温を図るもの）のほか、「ソーラーシステム」、「ふく射熱しゃ断方式」、「潜熱蓄熱方式（物質の相変化(固体 $\leftrightarrow$ 液体)に伴う熱の移動を利用し、日射によってハウス内の暖まった熱を蓄熱材に蓄えさせ、夜間室内に放熱させて加温を図るもの）」等を含むものとする。
- 9 ③の「地下水等利用」とは、「地熱水利用」（火山性熱水(温泉、地熱発電所の熱水等)及び非火山性の深層熱水を用いて加温を図るもの）のほか、「ウォーターカーテン」（施設の内張りカーテン上に地下水を散水して加温するもの）等を含むものとする。
- 10 ③の「都市ゴミ・産業廃棄物」とは、廃タイヤ、廃油、工場排水等産業廃棄物等を燃料とするものをいう。
- 11 ③の「その他」とは、もみがら、たい肥発酵熱、家畜屎尿メタンガス、ろうそく等を熱源とするものをいう。

II 利用上の注意

1 全国値の作成

各項目の全国値については、都道府県が保有していた情報等を基に作成した推計値である。

2 都道府県値について

都道府県値については、全国値を作成するために都道府県から収集した情報を参考掲載したもので、一部情報を欠いている項目があり、内訳が計に満たない場合がある。

3 この表で使用した符号は次のとおりである。

- [0] ——— 表示単位に満たないもの
[—] ——— 事実のないもの
[…] ——— 事実不詳又は情報を欠くもの